二　持分会社である認定贈与承継会社　次に掲げる書類
イ　経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等である出資の持分に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該経営承継受贈者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）
ロ　イの経営承継受贈者の印に係る印鑑証明書
ハ　当該認定贈与承継会社がイの質権の設定について承諾したことを証する書類で次に掲げるいずれかのもの
(1)　当該質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書
(2)　当該質権の設定について承諾した旨が記載された私署証書で登記所又は公証人役場において日付のある印章が押されているもの（当該認定贈与承継会社の印を押しているものに限る。）及び当該認定贈与承継会社の印に係る印鑑証明書
(3)　当該質権の設定について承諾した旨が記載された書類（当該認定贈与承継会社の印を押しているものに限る。）で郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第四十八条第一項の規定により内容証明を受けたもの及び当該認定贈与承継会社の印に係る印鑑証明書

第二十三条の九第二項中「前項第一号及び第三号」を「前項第一号イ及びハ又は同項第二号イ及びハ」に改め、同条第五項中「第二十四項第一号イ」を「第二十三項第一号イ」に改め、同項第一号中「貸付け」の下に「（経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と施行令第四十条の八第十項に規定する特別の関係がある者に対する貸付けを除く。）」を加え、同条第八項を削り、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第七十条の七第四項第十号及び施行令第四十条の八第九項第一号に規定する主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるものは、認定贈与承継会社の総収入金額のうち会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第八十八条第一項第四号に掲げる営業外収益及び同項第六号に掲げる特別利益以外のものとする。

第二十三条の九第九項中「第四十条の八第十六項」を「第四十条の八第十五項」に改め、同条第十二項中「円滑化省令」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号。以下第二十三条の十二までにおいて「円滑化省令」という。）」に改め、同条第十三項中「第四十条の八第十七項第一号ロ」を「第四十条の八第十六項第一号ロ」に改め、同条第十六項中「第四十条の八第二十三項」を「第四十条の八第二十二項」に改め、「数に」の下に「調整割合（当該事由がその効力を生ずる日から法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日までの間に存する同項第七号イに規定する第一種贈与基準日の数を当該経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した数と」を加え、「を加算した」を「とを合計した」に改め、同条第二十項中「第四十条の八第三十四項」を「第四十条の八第三十三項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十二項」に改め、同条第二十一項中「第四十条の八第三十四項」を「第四十条の八第三十三項」に改め、同項第一号中「第四十条の八第三十三項」を「第四十条の八第三十二項」に改め、同条第二十二項第一号中「第二十四項第一号及び第二十八項第一号」を「以下この条」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「認定贈与承継会社の」を「法第七十条の七第二項第五号に規定する認定贈与承継会社等が同号の外国会社又は施行令第四十条の八第十一項に規定する法人の株式等を有する場合には、認定贈与承継会社の」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号及び第六号を削り、同項第七号を同項第四号とし、同項第八号を同項第五号とし、同項第九号中「第七十条の七第二十四項」を「第七十条の七第三十項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十号を同項第七号とし、同項第二号中「贈与者」を「法第七十条の七第一項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）」に改め、同項第三号中「第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間（以下この条において「経営贈与承継期間」という。）の末日」を「第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（以下この条において「贈与税の申告書の提出期限」という。）の翌日から同日以後五年を経過する日」に改め、同号ニを削り、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　法第七十条の七第二十二項の規定の適用を受けた場合（基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に同条第二十五項の規定による再計算免除贈与税の額の通知があつた場合に限る。）には、同条第二十二項の規定の適用を受けた旨、同項に規定する認可決定日並びに同項第二号に掲げる金額及び同項に規定する再計算免除贈与税の額

第二十三条の九第二十四項中「第四十条の八第三十五項」を「第四十条の八第三十四項」に改め、「掲げる書類」の下に「（その経営贈与報告基準日が、贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日以前である場合には第五号に掲げる書類を除き、当該五年を経過する日の翌日以後である場合には第五号に掲げる書類を除く。）」を加え、同項第四号中「第七号」を「第六号」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「その経営贈与報告基準日が経営贈与承継期間内である場合には、」を削り、「第十二条第十三項」を「第十二条第十四項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第二十五項中「経営贈与承継期間の末日」を「贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日までに合併又は株式交換等があつた場合には第一号及び第二号イに掲げる書類を除き、当該五年を経過する日」に、「、第二号ニ」を「同号ハ」に、「あわせて」を「併せて」に、「第四十条の八第三十五項」を「第四十条の八第三十四項」に改め、同項第二号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「第十二条第十三項」を「第十二条第十四項」に改め、同号ニを同号ハとし、同条第二十七項中「第四十条の八第三十六項に」を「第四十条の八第三十五項に」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「法第七十条の七第一項の規定の適用に係る同項に規定する」を削り、同号を同項第九号とし、同項第七号中「経営贈与承継期間の末日」を「贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日」に改め、同号ニを削り、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第四十条の八第三十六項」を「第四十条の八第三十五項」に改め、「法第七十条の七第一項に規定する」を削り、「総収入金額」を「施行令第四十条の八第九項第一号に規定する総収入金額」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　法第七十条の七第十六項第一号又は第二号のいずれに該当するかの別

第二十三条の九第二十八項中「第四十条の八第三十六項」を「第四十条の八第三十五項」に改め、「次に掲げる書類」の下に「（その死亡日が、贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日以前である場合には第二号及び第四号に掲げる書類を除き、当該五年を経過する日の翌日以後である場合には第五号に掲げる書類を除く。）」を加え、同項第六号中「その死亡日が経営贈与承継期間内である場合には、」を削り、「第十二条第十三項」を「第十二条第十四項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号中「経営贈与承継期間の末日」を「当該五年を経過する日までに合併又は株式交換等があつた場合には同項第一号及び第二号イに掲げる書類を除き、当該五年を経過する日」に、「、同項第二号ニ」を「同号ハ」に改め、同号を同項第八号とし、同条第三十一項第一号イ(2)を次のように改める。

(2)　法第七十条の七第十七項第一号の再生計画、更生計画又は同号に規定する債務処理計画（(iii)及び第三十八項第二号ホにおいて「債務処理計画」という。）に基づき同条第十七項第一号の特例受贈非上場株式等を消却するために同号の譲渡等をする場合　当該譲渡等後の認定贈与承継会社の株主名簿の写しその他の書類で当該認定贈与承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（当該認定贈与承継会社が証明したものに限る。）並びに次に掲げる計画の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(i)　再生計画　当該認定贈与承継会社に係る再生計画（民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画で同法第百七十四条第一項の規定により認可の決定がされたものに限る。）の写し及び当該再生計画の認可の決定があつたことを証する書類